

研究報告書第 57 号

# 教育相談に関する研究

## 学校における危機介入の在り方

平成 17 年度

茨城県教育研修センター

## 目 次

I	主題設定の理由	1
II	研究のねらい	2
III	研究の方法	2
IV	研究の内容	3
1	子どもの危機状況	3
2	危機介入の見立て	3
3	危機のレベル	4
4	危機状況に追い込む出来事	5
(1)	突然発生する事件や事故	5
(2)	日常的に起きているいじめや虐待	5
5	外傷体験に最も影響を受けやすい子ども	5
6	危機状況に陥った子どもの症状	6
(1)	子どもがトラウマ体験後に示す様々な反応	6
(2)	子どもに見られるPTSDの特徴	7
7	危機介入の一連の流れ	8
8	危機介入の内容	9
(1)	危機状況から遠ざけ安全を確保する	10
(2)	客観的な事実の伝達	10
(3)	具体的対応の指示	12
9	子どもを2次被害から守る学校の対応	15
(1)	緊急の保護者会の開催	15
(2)	メディアへの対応	16
(3)	警察との連携	18
10	実践例	
	小学校 児童虐待	19
	中学校 リストカット	28
	高等学校 性的被害	34
	高等学校 事故による死別	39
IV	研究のまとめと今後の課題	47

## 学校における危機介入の在り方

### 研究の概要

本研究は、危機状況に陥った子どもがいち早く心の安定を取り戻して、将来にわたって豊かな心をはぐくんでいけるようにすることをねらいとしている。子どもを危機状況に追い込む出来事や危機のレベル、子どもの呈する症状、その回復をねらいとした応急処置等、危機介入について明らかにし、小学校、中学校及び高等学校における実践例を紹介している。学校が、事件や事故後に早い段階で危機介入チームを編成し、子どもへの適切なかかわりを援助していけることをねらいとした。

索引語： 危機介入、心的外傷（トラウマ）、PTSD、危機のレベル、2次被害

### I 主題設定の理由

都市化や高度情報化、機械化、少子化等、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化している。物は豊富に溢れ、欲しいものが24時間いつでも、どこにいても手に入るような便利な社会を迎えている。一方、少子化により一人の子どもに対する保護者の期待の大きさと高学歴社会が相まって、子どもたちは時間に追われ、豊かな自然体験や社会体験などを通して、周囲の人と円滑に人間関係を築いていく能力や、自らの問題を試行錯誤しながら解決する能力を獲得する機会が減ってきている。現代の子どもたち自身が変わったのではなく、便利で豊かな社会がもたらした負の影響を子どもたちは被っているといえる。苦勞して困難を克服した体験や友達と協力し、励まし合って目標を達成した体験などの不足が、子どもたちに反映されているのである。

社会がこのように変化する中で、学校では「生きる力をはぐくむ」という要請のもと、豊かな人間性や自ら問題を解決していく能力を育成する取組が展開されている。教育相談課においても、これまでに構成的グループ・エンカウンターや学校生活スキルトレーニングなど、人間関係を築いていく能力の育成をねらいとした予防的・開発的なかかわりを内容とする研究を進め、学校での実践化を支援してきたところである。

しかし、昨今安全と言われてきた学校において、子どもたちの生命が危険にさらされたり、奪われたりするという事件や事故が発生し、子どもたちの心が傷つけられるという状況にある。安心感や安全感の中で、自らの能力を十分に発揮しながら人間性を高めていくという本来の環境が脅かされている。大阪で起きた不審者侵入による児童殺傷事件や長崎県佐世保市で起きた同級生殺害事件は、学校関係者を震撼させた。また、学校行事の移動中に暴走車にはねられるという交通事故により、入学して間もない複数の高校1年生の尊い命が奪われるという事故も発生した。全国各地で登下校時の子どもに対する声かけ事案や連れ去り事件等が多発す

る中、誘拐殺人にいたる事件まで発生する状況下にある。

学校は、保護者が我が子の健やかな成長を願い、安心して預けられる場であり、子どもが安全に過ごす中で、様々な体験を重ね、豊かな心をはぐくんでいく場である。今、そうした学校の安全は、社会の変化の渦に巻き込まれ、大きく揺らいでいる。事件や事故後に心的不安に陥り、重篤なストレスを背負ったまま学校生活で悪戦苦闘している子どもや、事件以降数年経っても影響を受け続けたり、何事もなかったかのように健康であった子どもに突然症状が現れたりするなど、心身の健全な成長が脅かされている子どもの存在も報告されている。

学校の置かれたこうした状況を踏まえ、事件・事故後の子どもへの心理的支援の必要性は高まってきている。適切な時期に適切な対応がなされるのなら、子どもたちが受けた心の傷は回復すると報告されている。そこで、本研究では事件や事故後に子どもが受けた心の傷に対して、学校がその回復を図るかかわりを危機介入ととらえ、危機介入の在り方について明らかにすることによって、子どもたちが心身の危機から脱し、将来にわたって豊かな心をはぐくんでいくことをねらいとした。

## II 研究のねらい

児童生徒が心身の危機的状況に陥った際に、心の安定をいち早く取り戻せるよう介入し、児童生徒が将来にわたって豊かな心をはぐくんでいけるようにする。

## III 研究の方法

### 1 研究の期間

平成17年4月～平成18年3月（1か年）

### 2 研究の方法

小学校3人、中学校3人、高等学校2人の教員から構成される計8人の研究協力員を委嘱し、4回の研究協議会を開いて研究を進める。

回数	期 日	研 究 協 議 内 容
第1回	平成17年 6月9日（木）	・早稲田大学 本田恵子助教授の講義「学校における危機介入と心のケア－PTSDの予防を中心として」 ・危機介入についての研究計画の立案
第2回	平成17年 9月16日（金）	・持ち寄った実践例に対する本田恵子助教授からの助言 ・校種別分散会による実践例の選択
第3回	平成17年 11月24日（木）	・実践例の報告 ・校種別分散会による実践例の検討
第4回	平成17年 1月25日（水）	・研究報告書原稿の検討 ・発表内容、役割分担の確認

## IV 研究の内容

### 1 子どもの危機状況

子どもは、学習上のストレスや対人関係上のストレス、進路上のストレス等、様々なストレスを抱えて日常生活を送っている。運動をして気分転換を図ったり、親しい友達や周囲の大人に相談をするなどして新しい発散法を獲得したりして、通常はその子なりの方法で、ストレス状況を乗り越えながら成長している。

子どもの危機状況とは、そうした子どもたちに、誘拐や傷害事件、性犯罪、友達の自殺、交通事故、様々な自然災害等の追い込み要因が加わり、これまでの解決法では対処することができなくなり、心理的にバランスを崩し通常の生活がおくれになることである。

危機状況に陥ると、不安感や無力感、罪悪感、不信感、怒り等の感情や思考の変化が現れ、めまいや吐き気などの身体症状を訴えたり、自傷や他傷などの行動を繰り返したりするなど、学校での安定した生活が脅かされる。危機状況に追い込んだ生命を脅かすような事件や事故が過ぎ去っても、そのときの体験が残り、同じ恐怖や不快感をもたらし続ける現象が、心的外傷（トラウマ）と呼ばれているものである。

危機状況が続く場合は、子どもが成長し発達を遂げていく上で、重大な人格への影響が懸念される。

### 2 危機介入の見立て

危機介入とは、危機状況に陥って心に傷を負い通常の生活がおくれなくなっている人の症状を安定させ、集団生活に適応していく能力を回復させることである。

本田恵子氏（以下、本田氏）は、たとえ本人が拒否した場合であっても、危機介入を行う必要があるとして次の四つの内容をあげている。

- ① 自分を傷つける行為（自傷行為、自殺企図など）
- ② 他人を傷つける行為（身体的・心理的暴力）
- ③ 児童虐待（身体的・心理的・性的虐待，教育ネグレクト，医療ネグレクト  
養育放棄）
- ④ その他生死に深く関わる事項  
（外部者からの物理的・性的・心理的暴力，脅迫，テロ，  
HIV，伝染病，大事故，大災害など）

（「学校心理士による心理教育的援助サービス」第17章，本田）

子どもたちへの早い段階での対応が、傷ついた心の回復・安定に繋がることを考えたとき、心理的暴力やネグレクトなども介入の対象として示されていることは、学校

において危機介入の時期を判断し、躊躇することなく実践化を図っていく際の重要な提示である。

### 3 危機のレベル

本田氏は、学校内外で発生した事件・事故の規模や内容によって危機介入チームを編成して、対応に当たる必要が生じるとし、子どもの危機状況を次の四つのレベルに分けている。

レベル1 個人の危機（家族の死別、生別、レイプ、事故、喪失体験等）

レベル2 学級の危機（いじめ、学級崩壊、継続的な暴力、盗難等）

レベル3 学校の危機（感染症の流行、多学年に関係者がいる事故等）

レベル4 地域社会を巻き込む危機（自殺、重大な事件、地震等）

レベル1は、危機状況に陥った個人への対応を中心としている。レイプや凄惨な交通事故などは、その出来事に遭遇した子どもだけを危機状況に陥らせるだけではとどまらず、そうした事件や事故を目撃したり、耳にしたりした子どもにも影響をもたらす。事故に巻き込まれなかった子どもたちもまた、恐怖や不安、助けられなかったという無力感や罪悪感に悩まされ、以後の生活に支障をきたすことも多い。レベル2や3へと危機が広がる恐れがあることを想定してチームを組み、対応に当たる必要がある。

レベル2は、いじめや学級崩壊、盗難等、友達を身体的・心理的に傷つけ危機状況に陥らせるものである。起こしている本人への介入のみならず、学級の子どもたちや担任教師に対しても危機介入が必要となる。

特に、いじめの問題は、学校生活を一緒におくっている友達から日常的に行われる身体的・心理的暴力であり、いじめがなくなっても、助けてくれなかった友達や教師、深刻に受け止めてくれなかった周囲の大人に対する信頼感を奪うなどの影響を及ぼすことが多い。その子の生きる力を弱める深刻な出来事である。教師は、いじめが子どもの心を深く傷つける行為であることを重く受け止め、早い段階での介入を行い、いち早く心の安定を取り戻さなければならないと認識する必要がある。

レベル1やレベル2であっても、子どもの受ける心の傷の深刻さと長期にわたってその影響が続き人格形成上大きな障害となりかねない重大さを認識し、スクールカウンセラーや専門機関との連携を図りながら、対応にあたるのが大切である。

レベル3や4は、心に傷を負った子どもたちが増え、学校の教職員や配置されているスクールカウンセラーだけの対応では、收拾のつかない状況に陥ることが危惧される。各教育委員会に対して、複数の臨床心理士から組織された緊急支援チームを要請し連携を図りながら、危機介入に当たることを検討しなければならない。

#### 4 危機状況に追い込む出来事

##### (1) 突然発生する事件や事故

子どもを危機状況に追い込む出来事としては、突然起きた生命が脅かされるような恐ろしい出来事があげられる。次のように、単発的であらかじめ予想することが不可能な出来事であり、体験後も同じ恐怖や不快感をもたらす現象が続く外傷体験となることから、単回性トラウマと呼ばれている。子どものその後の生活に影響を及ぼすことが多い。

- ・誘拐      ・殺人事件      ・傷害事件      ・性犯罪      ・交通事故      ・自殺
- ・身近な人に起きた衝撃的な出来事や身近な人の死
- ・火事や地震，台風などの災害による友達や教師及び保護者等
- ・事件や事故の鮮明な映像や音声
- ・体罰やセクシャルハラスメントなど信頼していた大人（教師）が起こした不祥事

##### (2) 日常的に起きているいじめや虐待

二つめにあげられる外傷体験は、日常的に起きている出来事であるいじめや虐待である。いじめや虐待は、子どもに強い恐怖感や無力感，孤立無援感を味わわせ，心身ともに子どもを追いつめる。周囲の友達や教師，大人に助けを求めることが難しく，助けを求めても適切に対応してもらえないことが多いため，人間に対する信頼感を失わせかねない出来事である。いずれも対人関係での歪みを引き起こすことが多い。愛着障害や攻撃性，脅え，回避・孤立など，独特で複雑なトラウマの症状を現し，その後の子どもの心身の健全な発達に大きな影響を及ぼしている。いじめと虐待はともに，繰り返し起きる外傷体験であることから，慢性反復性トラウマと呼ばれている。

#### 5 外傷体験に最も影響を受けやすい子ども

これらの事件や事故，自然災害など外傷的な出来事すべてが，トラウマとして子どもの心に傷をつけるのではない。子どもたちがどういう状況でこうした出来事に遭遇したのか，これまでどのような環境の中で成長してきたのかが関係している。非常に危機的な状況であっても，それを目撃しないですんだり，大人がそばにいて安全感を失っていなかったり，安定した家庭環境や親子関係の中で成長してきた場合は，外傷的な出来事がトラウマになりにくい。

W.ユール&A.ゴールドは、『スクール・トラウマとその支援』の中で，「教師は，援助が必要になりそうな児童生徒に適切な配慮をするためには，どのような子どもが最も影響を受けやすいのか，ということ（あらかじめ）理解しておくことが非常に重

要である。」と次の五つの因子を示している。外傷的な出来事後に、特別な対応が必要な子どもに気づき、早期に介入を図っていく上での参考になる。なお、例)として示されている「運動場で一斉射撃に巻き込まれなかった子ども」とは、「直接的に危害はなかったが、一斉射撃の被害を目の当たりにしたり、銃声を聞いたりした子ども」のことを意味している。

- ① 生命が危機的状況にさらされた児童生徒
  - 例) カリフォルニア州での銃乱射事件
    - ・運動場で一斉射撃に巻き込まれなかった子どもが最も影響を受けている。
    - ・校舎内にいて直接危険な目に遭わなかった子どもが中程度の影響を受けている。
    - ・学校に出席していなかった子どもはわずかな影響ですんだ。
- ② 人間の死、大虐殺の目撃者
  - 大惨事の生存者は、自然災害による被害よりも大きな影響を受ける。重傷を負った人や殺された人を目撃した子どもは、重い苦痛を背負い込む。
- ③ 不安定な家庭環境で育った子どもたち
- ④ 知的に遅れている子どもたち
- ⑤ 性差 男児よりも女兒の問題の割合が高い。

(「スクール・トラウマとその支援」W.ユール&A.ゴールド, 訳久米一郎)

## 6 危機状況に陥った子どもの症状

生命が脅かされるような事件や事故に遭遇すると、心身のバランスを崩し、感情や行動の変化等、様々な症状を呈する。教師がそうした症状を敏感に察知することができるなら、早期の介入につなげることが可能となる。逆を言えば、そうした症状を呈することを知らないがために、子どもが嘘をついているのだらうと疑って対応したり、「甘えてばかりいては駄目じゃない。しっかりしなさい。」と叱咤激励をしたりして、子どもの心をさらに深く傷をつけてしまうという危険性も生じてくる。

トラウマ後の代表的な症状である心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状や日常生活に現れる身体症状、行動・感情の変化などをあげる。

### (1) 子どもがトラウマの体験後に示す様々な反応

身体症状	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・手や足が動かなくなる</li> <li style="width: 50%;">・アレルギー</li> <li style="width: 50%;">・食欲不振</li> <li style="width: 50%;">・吐き気</li> <li style="width: 50%;">・めまい</li> <li style="width: 50%;">・頭痛や腹痛など体の各部の痛み</li> <li style="width: 50%;">・過呼吸</li> <li style="width: 50%;">・夜驚</li> <li style="width: 50%;">・吃音・頻尿、夜尿</li> <li style="width: 50%;">・意識を失って倒れる</li> <li style="width: 50%;">・声がでないなど</li> </ul>
------	---



行動の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しい退行現象 (わがまま, 幼児語の使用, 年齢不相応な甘え方など)</li> <li>・ 多動 ・ 衝動的, 攻撃的行動 ・ 極端な愛着行動</li> <li>・ 自傷 ・ 拒食や過食 ・ 睡眠困難 ・ 孤立</li> <li>・ 万引きなどの規則違反</li> </ul>
感情や思考の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度の罪悪感や無力感 ・ 過度の警戒心 ・ 自責感</li> <li>・ 気持ちの落ち込み ・ 恐怖感 ・ 孤立感</li> <li>・ 自己評価の低下 ・ 不信感 ・ 怒り</li> <li>・ 悔しさ</li> </ul>

(参考「心的トラウマの理解とケア」厚生労働省)

危機状況にあっても、大人を心配させまいとの思いや受け入れがたい出来事を何もなかったことにしたいという思いから、無理をして明るく振る舞ったり、はしゃいだりする子どももいる。大切なのは、ふだんのその子らしさとの違いに気付くことである。

## (2) 子どもに見られるPTSDの特徴

PTSDは、通常の人間の体験の範囲を超える、ほとんどだれに対しても大きな苦痛を引き起こすような出来事の後に出現するものである。異常な事態に対する正常な反応との捉え方が一般的になっている。

次の三つの主症状、反応がある。

### ① 再体験

トラウマとなった出来事が、反復的な思考、夢、再びその出来事が起こったかのようなフラッシュバックで、持続的に再体験され続ける。体験を思い起こさせる場面や音、臭いなどが刺激となる。

### ② 回避・麻痺

トラウマとなった出来事を思い起こさせるような刺激に対する持続的な回避、全般的な反応性の麻痺であり、反応性が低下する。

### ③ 過覚醒

睡眠障害、集中困難のように過度の緊張状態が持続する。

(参考「スクール・トラウマとその支援」W.ユール&A.ゴールド, 訳久米一郎)

なお、PTSDの語は拡大解釈されて使用されていることが多いので、注意を必要とする。

- 体験直後に強い恐怖感などがあったかどうか、トラウマとなる体験であったかの確認
- 子どもの呈している症状が定義に合うかどうかの確認
- 発症後1か月以上経ってからも症状が続いていることの確認

これが1か月未満であれば、急性ストレス障害（ASD）という診断になる。PTSDは、こうした症状が1か月以上継続し、さらに日常生活に明らかな影響をあたえていることを確認して診断されるものである。

子どものPTSD症状は、次のような状態となって出現することが多い。

再体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その時の体験が突然思い起こされ、人が変わったようになる。</li> <li>・突然興奮したり、激しい不安状態になる。</li> <li>・怖い体験の夢（悪夢）を繰り返し見る。</li> <li>・体験を思わせる遊びや話を繰り返す。絵や作品で繰り返し表現することもある。</li> </ul>
回避・麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表情が少なくなり、ぼうっとしている。</li> <li>・心と身体が別々のもののような感じがする。</li> <li>・話しをしなくなり、引っ込み思案になる。</li> <li>・活動性が低下し、食事などの基本的な日常行動もとれなくなる。</li> <li>・記憶力や集中力が低下し、趣味などへの興味がなくなる。</li> </ul>
過覚醒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不眠。</li> <li>・必要以上に脅えている。</li> <li>・小さな物音などのちょっとした刺激でも、過敏に反応する。</li> <li>・そわそわして落ち着きがなくなる。</li> </ul>

（参考「心的トラウマの理解とケア」、厚生労働省）

## 7 危機介入の一連の流れ

学校において危機介入をスムーズに行うために必要な段階として、本田氏は、啓発教育・予防策の計画、危機介入、個別対応プログラムの3段階を示している。

**第1の段階**は、学校全体及び学級として行う危機に対する啓発教育・予防策の計画である。学校全体として行うことは、予防策の計画や組織化及び実際にそうした事態を想定し地域や家庭との連携まで含めた訓練である。学級で行うことは、安全教育の充実や実際の事態に遭遇したときにどのように対応するかの確認と訓練及び保護者と

の信頼関係づくりである。保護者と学校や担任教師との信頼関係が築かれているかどうか、危機状況に陥った際に、地域や保護者と協力体制を築いて子どもを支えていけるか、子どもに2次被害を生じさせてしまうかの分岐点となる。

**第2の段階**は実際の危機状況における介入である。レベル1の個人の危機、レベル2の学級の危機であれば、現場に近づいて危機の直接の引き金を排除するとともに、身体的被害の程度と目には見えない心理的被害の程度を把握するように努め、介入場所の想定とチームの編成を行う。介入チームで、危機のレベルや内容及び支援の対象についてアセスメントを行い、対象の子どもや周囲で見聞きしていた子どもたちに対して行う応急処置は何なのかについて、介入計画を立案して介入開始となる。PTSDの症状を始めとする感情面や身体面、行動面での様々な反応に対しては、「普通の人に生じる普通の反応」であること、「適切に対処すれば回復可能」であることを伝え、安心感や安全感を取り戻させ、集団生活に適応していく能力を回復させることを目的として介入を行う。

**第3の段階**は危機介入後の子どもへの個別対応である。レベル2、3、4など複数の子どもを対象とする場合は、事件や事故へのかかわりの深さやこれまでの外傷経験の有無によって、外傷体験からの回復の過程に個人差が出ることを伝えながら対応に当たる必要がある。それは、次のようなことから生じる2次被害を防ぐことにつながるからである。

- 回復の遅れている子どもと回復の進んでいる子どもとの感情のもつれから生じる対立
  - ・元気になるなんて薄情だ
  - ・いつまで落ち込んでいるの
- 周囲の友達との回復の差から生じる孤立感や自責感

— 外傷体験からの回復の過程 —

第1段階	ショックまたは不安と恐怖：何がなんだか分からない、怖くてたまらない
第2段階	否認と逃避：そんなはずはない、何かの間違いだ
第3段階	怒りと攻撃：なぜ自分がこんな目にあわないといけないのか、こんなことになったのは○○のせいだ
第4段階	自責と罪悪感：自分ももっとこうしておけばこんなことにはならなかった、自分に責任がある。
第5段階	悲嘆と無力感：つらい、悲しい、どうしようもない、何をしても無駄だ
第6段階	現実適応感：辛い現実を受け入れながら何とかやっていけるようだ

(参考「学校コミュニティへの緊急支援の手引き」、福岡臨床心理士会)

## 8 危機介入の内容

個人や学級、学校、地域社会を巻き込む危機など、どのレベルの危機であっても、最初に行うことは、安全を確保し正確な事実を伝達するとともに、介入の中核となる具体的対応の指示を行うことである。

### (1) 危機状況から遠ざけ安全を確保する

子どもが安心感や安全感を取り戻すには、生命の危険にさらされている事件や事故の発生場所から遠ざけることである。

○ 事件や事故の発生した場所から、対象となる子どもを引き離す。

○ 子どもが**安心を感じ得る場所**を確保して移動させる。

- ・身の安全が守られる場所
- ・正確な情報が得られる場所
- ・救急の手当が受けられる場所

緊急時にこうした安全な場所を確保することができるかは、日ごろから家庭や地域と良好な関係にあるかにかかっている。家庭や地域に学校の様子を知らせ協力を求めるなど開かれた学校経営に努めているか、積極的に地域の行事や会合に参加して地域の声に耳を傾けているか、様々なかかわりを通して地域資源の情報を収集するとともに地域の声を学校教育に反映させているか等、地域とともに学校教育を改善していこうとする学校の有り様にかかっている。

また、学校が行う危機に対する啓発教育を充実させるとともに、緊急時における校内の組織（けがに対する応急処置班、情報収集班、避難誘導・安全確保班、外部との連絡班等）を明確にして訓練を実施し、教職員一人一人の役割と実際の対応について周知徹底させておく必要がある。

### (2) 客観的な事実の伝達

#### ① 安心感の獲得

生命の安全が確保されたことが認識できると、安心感によって落ち着きを取り戻す子どもと、恐怖感や緊張感から解放されたことで我に返り、身体の痛みに気付いたり、家族や友人のことが心配になったりして、一気に感情が不安定になる子どもとがいる。

以下のような客観的な事実の伝達は、危機状況前のバランスを取り戻させ、子どもに安心感や対応している大人への信頼感をはぐくむ点でも有効である。

- |                                     |                  |
|-------------------------------------|------------------|
| ・今、何が生じているのか。                       | ・これから何をするのか。     |
| ・子どものけがの部位や状態                       | ・これからどういう処置をするのか |
| ・これまでにどういう処置をしたのか                   |                  |
| ・家族や友達はどうしているか。(家族や友達に大きなダメージのない場合) |                  |

(参考「学校心理士による心理教育的援助サービス」第17章、本田)

## ② 2次被害の予防

その段階で把握している正確な事実を伝達し、共有化することは、無責任な噂や誹謗中傷から生じる2次被害から子どもを守るためにも、重要である。

緊急事態について分かっていることと、分かっていないことを判別して伝えることは、噂をコントロールするうえで意味がある。危機状況に陥ると、人はどこかにその理由を求めようとして、原因追及や悪者探しを始める。そうした状況になると、心に傷を負った子どもをさらに傷つける事態も生じかねない。

また、学校が情報を伝えないことは、感受性の強い子どもに対しては、学校では事件や事故について話をしてはいけないというメッセージを与えることになり、感情を表出できない状況をつくってしまう。その結果として、様々な反応を長期化、重篤化させることになる。

## ③ 伝達上配慮すること

危機状況の中で正確な事実を伝えることは、安心感を与えるとともに、無責任な噂等によって生じる2次被害を予防するためである。したがって、情報を伝えたことで新たな被害が生じる事態は避けなければならない。正確な事実が正確に伝わるように配慮する必要がある。

- 簡潔に伝える。(詳細をすべて話すということではない。)
- 子どもの心理状態によって、音声だけでなく文字で伝えるなど、伝え方を工夫する。
- 直接的に大きな被害を受けた子どもや保護者の意向を尊重する。
  - ・自殺であることをふせてほしいとの要望がある場合は、亡くなったという事実のみの報告にとどめる。
- 自殺の具体的手段は絶対に話さない。
  - ・後追い自殺を防ぐ。
- 無責任な噂や質問に対しては、毅然とした態度で応える。
  - ・どうしてそう思ったのか。
  - ・だれが言っていたのか。
  - ・無責任なことを言うことは、亡くなった友人や家族をさらに傷つけることになるので気を付けること。
- 伝達役と観察役と複数で、少人数(学級単位)に伝達する。
  - ・必要に応じた質疑、応答への対応が可能となる。
  - ・非言語的表現から心理状況を把握できる。
- 想定される質問への答えを含めて文章化しておく。
  - ・担任によって伝わる情報のズレを防ぐ。



4	感情に翻弄されることへの恐怖 (急になきたくなったり、怒り出した り)	恐怖、怒り、悲しみを表現させ、大人 がありのままに受け止めてあげる。
5	集中力の欠如、学習意欲の減退	何かの思いや感情が生じ始め、学習を 妨げてきたら教師にその通りに告げる ように伝える。
6	不眠 (悪夢、一人で眠ることの恐怖)	どんな夢をみるのか話させ、なぜそん な怖い夢をみるのかを情報を与える(心 が恐怖と闘って、がんばっているのだ と)。
7	自分自身、及び、人の安全が心配	心配ごとを分かち合う。現実的な情報 で安心させる。
8	行動がちぐはぐだったり、長続きしな い (突然、別の行為を始める)	自分の衝動をコントロールする努力を させる。(行動する前に、何をしたい かを言葉にさせてみる)。
9	身体的な反応 (発熱・頭痛・腹痛・吐き気・めまい ・震えなど)	事件の時の体の症状を確認させ、事件 当時と関係があるなら関連づけさせる。
10	自分の不安を両親に告げるのを戸惑っ ている。	両親と子供両方に合い、相談員・カウ ンセラーの前で子供が自分の感情をあ りのままに表現する援助をする。
11	他の犠牲者やその家族の事を心配す る。	犠牲者や死者のためにできる、前向き な行動を考えさせる。
12	死に直面した悲しみやショックから、 自分自身の反応に混乱し、幽霊などに 恐怖を示す。	楽しかった、よかった時の思い出を強 め、苦しい思い出に打ち勝つ。

(「NY テロ被害に遭った方への相談室」 <http://www.sheport.co.jp/site/mcpo/information.html>, 本田)

症状の応急処置に当たることで、苦しさを軽減することにまず焦点を当て、軽減してきた段階では、健康な部分を発達させる援助をすることによって、心的な外傷に対する自己治癒力を増進させることが大切である(本田, 2001)。

応急処置として次に行うことは、**事件や事故についての体験をありのままに表現する機会を保障**することである。表現を強制することではなく、表現してもよいこと、表現すると楽になることを伝えることである。

- 事件や事故をいつどのように知ったか。
- その時に何を見たり聞いたりしたか。

- その時に何が頭に浮かんだか。
- その時に何を感じたか。
- 現在どのような症状があるか。

上記のような問いに対して、子どもがありのままに表現することは、身体の傷の場合に傷痕をきれいな水で洗い流し感染を防ぐことに相当する。早い時期に表現する過程を経ていないと、傷は化膿する危険性が高まり、後の治療で大きな処置が必要となる。感情の表出は、応急処置の第2の柱といえる。方法としては、アンケートや個別面談、ディブリーフィング等がある。

#### ア 事件・事故後の心の調査票

事件や事故後の子どもたちの状態を表現する機会としての意識調査である。チェック項目と自由記述欄からなる（「高等学校 事故による死別」参照）。方法としては、担任が「このような事態の中では心や身体の調子がいつもと違った辛い状況になることは普通のことである」、「辛い状況を信頼の置ける人に話をすると楽になる」といったノーマライゼーションを図りながら、「ありのままに表現してほしいこと」、「後で一人一人と面談をすること」を伝えてから実施する。

#### イ 個別面談

意識調査に基づき、担任や学年担当、養護教諭などが個別に話を聴くことが、子どもの傷ついた心を癒していくことになる。

- アンケートに沿ってていねいに聴く。
  - ・事件や事故にどのように遭遇したか（どのように知ったか）。
  - ・そのときどう思ったか。
  - ・どんなことを感じたか。
  - ・現在どんな反応が出ているか。
- そのような反応が出ていることはおかしなことではないこと、表現することで少しずつ回復していけることを伝える。
- どのような反応もすべて正しい反応であることを伝え、ありのままに聴くことに徹する。

意識調査の結果から、あるいは個別に話を聴いてから、よりPTSD症状が現れたり、不安が強く専門的な見立てが必要と思われる子どもについては、スクールカウンセラーや相談機関の担当につなぐことを検討しなければならない。

ディブリーフィングは、主観や感情に支配され混乱している右脳のはたらきを客観的・論理的な左脳のはたらきにシフトさせることを目的としている（本田，



2004) 面接技法である。聴く側の教師がトラウマの対応について理解が十分でないことと事件のことを無理矢理に聞き出して、不安を強めてしまう危険性がある。実施に当たっては十分なトレーニングが必要となる。

## ② ト라우マとの直面

P T S D症状が出ている場合には、トラウマとの直面が必要になる。しかし、トラウマとの直面は、過去のトラウマ体験を再度見つめ直す作業であるので、フラッシュバックを起こすことに対応できなければならない。学校においては、子どもが安心感や安全感を取り戻せる環境を整えるようにして、個別的対応についてはスクールカウンセラーや専門の相談機関につなぐ必要がある。

## 9 子どもを2次被害から守る学校の対応

### (1) 緊急の保護者会の開催

子どもの生命にかかわる事件や事故が発生した場合、学校は緊急の保護者会を開催してその事件や事故の概要や学校のこれまでの対応、今後の方針等を説明し保護者に対して理解・協力を求めることになる。学校の対応に理解が求められない場合は、原因追及や悪者さがしなどの混乱が生じて、根拠のない情報が飛び交う事態を招きかねない。結果的に子どもが2次被害を受け、不安の深刻さとともに回復の長期化が懸念される。P T A役員や学校関係職員が綿密な打ち合わせを行い、最大限の配慮をもって臨む必要がある。

#### ① 保護者会の目的

正確な情報が伝達されないことが、無責任な噂が流布して子どもに2次被害を生じさせることにつながる。保護者会の目的は、学校と保護者が情報を共有して、事件や事故の発生後に心的不安に陥った子どもを支える協力体制をつくることである。

#### ② 保護者会開催までの準備

ア 情報収集班が整理した事件や事故の内容と警察や関係機関が把握している内容を照合する。

イ 個人情報の保護に十分に配慮して、保護者会において公表可能な内容を整理する。

ウ 保護者会で報告・説明する内容の原案を作成する。

エ 報告内容については、学校長がチェックし教育委員会の下承を得ておく。

オ 会の進行や報告内容について、P T A役員と学校関係者で綿密な打ち合わせをしておく。

#### ③ 開催の時期

学校として、子どもの反応を受け止め、対応を開始した時期に開催する。学校

として子どもたちの状況やこれまでの対応についての情報が公表できて、理解を求めやすい。

#### ④ 保護者の心理的な安定と回復

学校で事件・事故が発生すると、その原因やその後の対応について、学校の責任を追求するような事態が生じることも多い。

保護者の不安を和らげ、学校とPTAとの協力体制を築くためにPTA役員も交えて情報を交換しあい、対応については共通理解を深めておく必要がある。

ア PTA役員が司会進行を務め、開催の目的を伝える。保護者からの質問は、学校からの説明がすんでから一括して受けるようにする。学校対PTAという構図とならないように配慮しなければならない。

- 学校が把握している公表可能な事実の報告
- 現在まで及び今後予定している学校の取組についての説明
- 子どもに生じている反応と家庭での基本的な対応についての説明

イ この段階で必要なのは、学校と保護者が協力体制を築いて子どもを支えることである。周囲の混乱は、傷ついた子どもをさらに追いつめる状況となることを伝え、原因究明や再発防止については、現在取り組んでいることを管理職が説明する。

ウ スクールカウンセラー等、心理の専門家が、プライバシーに配慮しアンケートや個別面談で把握した子どもの反応を紹介し、家庭で子どもを支える具体的な方法を伝える。

## (2) メディアへの対応

事件や事故によっては、学校にメディアが押し寄せ混乱を招き、子どもの不安を増大させる可能性がある。行き過ぎた取材が、時には子どもたちに及ぶ場合もある。子どもたちに矢継ぎ早の質問が投げかけられた場合は、いったんさやに収まった心の傷が無理矢理開かされ、心を不安定にしたり、友達関係を悪化させたりする危険性が高くなる。

子どもへの取材の自粛や匿名報道については、あらかじめ申し入れを行っておく必要がある。

### ① 広報窓口の一本化

広報対応の窓口を担うメンバーを決定して、取材に対してはすべて担当が対応することを全職員に徹底しておく。

### ② 記者会見

取材が学校に対して押し寄せるだけにとどまらず、子どもや保護者、地域の住民に対しても執拗になされる場合がある。そうしたことを防ぐ意味からも、学校や教育委員会の側から記者会見を開き、可能な限り正確な情報を提供する。

また、報道内容についての確認や訂正を求める際に必要となることから、記者会見に参加した記者の所属、氏名、連絡先を把握しておくことも大切なこととなる。

#### ア 記者会見の場所について

- 混乱を避けることから、学校外に設定することが望ましいが、それが困難な場合は子どもの下校後に設定する。
- 子どもが少しでも早く日常生活のリズムを取り戻し、安心感や安全感を獲得する意味からも、メディアの学校への出入りを最小限に止める必要がある。

#### イ 記者会見の場所や時間の連絡

- 管轄の教育委員会を通じて、メディアに場所や時間の連絡を入れる。地元メディアには、持ち回りの幹事社が決められているので、幹事社に対して各社への伝達を要請する。
- 予定した終了時刻を越えないように、会見時間については何時から何時までと明確に伝える。

#### ウ 報告内容の準備

- 記者会見で伝えること及び想定される質問への回答も含めて協議し、文章化しておく。
    - ・教育委員会への発表内容の伝達と了解
  - 公表可能な事実は、関係者によって確認されている内容とする。
    - ・プライバシー保護の観点から公表しても問題がないと考えられる事実
    - ・警察のつかんでいる事実や状況との照合
  - これまでの学校の取組についての情報を伝える。
    - ・原因究明と再発防止策
    - ・子どもの心のケアを図ることを最優先した取組
  - 学校の責任が問われる質問については、真摯に対応する。
    - ・いじめの有無の言及
- 例) 「現段階ではそのような事実は確認できていない。」
- 「今後も慎重に調査を続け、確認できた事実関係については、必

要な場合は改めてお知らせすることもある。」

※ 肯定も否定もしないことが肝要である。

#### エ 対応の基本的留意点

- 司会者が最初に会見の所要時間を明確に伝え、会見を進行する。
- 冒頭で、学校責任者として無念の思い、お詫びの気持ちを誠心誠意を尽くし伝える。
- 質問に対しては、防衛的な態度でなく、確認された事実について簡潔明瞭に答える。
- あいまいな点やプライバシーに触れる内容についての質問には、丁寧に回答を保留する。「答える必要はありません」等の拒否的発言をしない。

### (3) 警察との連携

事件や事故の性質によって子どもが直接警察に事情聴取される場合が生じる。直接被害にあった子どもへの影響を少なくするために、警察に対して事情聴取についての申し入れをしたり、情報を提供してもらったりする必要がある。

#### ① 事情聴取についての申し入れ

- 子どもが慣れ親しんだ場で行ってほしいこと
- 安心して話ができるように、保護者の付き添いや女性警察官の立ち会いを認めてほしいこと

#### ② 事実報告内容についての確認

緊急保護者会やメディアへの事実報告を行う際に、報告内容について事実と異なる点がないかどうか確認をとっておく。

## 10 実践例

危機介入の実践例として次の4事例を紹介する。

- (1) 小学校 「児童虐待」
- (2) 中学校 「リストカット」
- (3) 高等学校 「性的被害」,
- (4) 高等学校 「事故による死別」

危機レベルは、(1)～(3)は個人の危機、(4)は学級の危機から学校全体へ広がる可能性のある危機である。

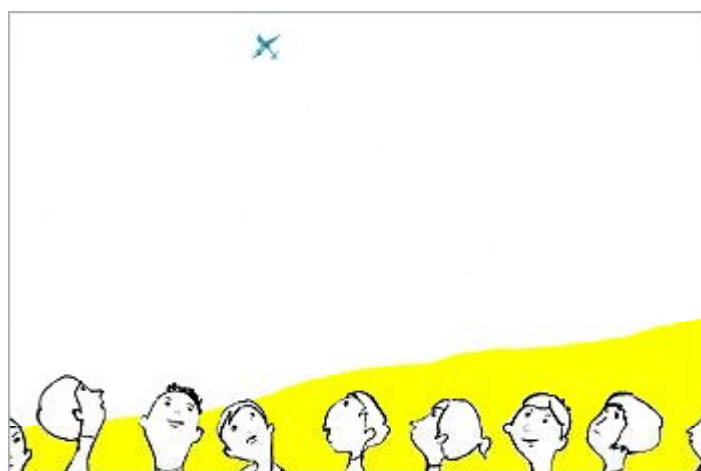
## 学校における危機介入実践事例

小学校 児童虐待 ..... 19

中学校 リストカット ..... 28

高等学校 性的被害 ..... 34

高等学校 事故による死別 ..... 39



# 小学校における危機介入事例

## 児童虐待

### 〈事件の概要〉

小学校3年生のA男は風邪を理由に、2学期の初日に欠席した。当日、担任が家庭訪問し、母親と面談した。寝ているということで、A男には直接会うことはできなかった。

翌日、A男は登校してきたが、担任が声をかけても元気がなかった。2校時に身体計測を実施したところ、養護教諭が大腿部や上腕部に皮下出血を発見した。何かあったのかを尋ねると「転んだ」という答えだった。養護教諭は不審に思い、担任と相談して、昼休みにA男の上半身を確認したところ、腹部や背中にも皮下出血があった。

放課後、担任はA男と面接し、皮下出血の原因を尋ねたところ、継父に殴られたことが判明した。A男は実母の再婚後、半年前に生まれた弟の誕生を契機として、母親に愛情を強く求めるようになった。継父はその行動をわがままととらえ、A男に対し躰と称して暴力を振うようになった。

### 〈背景〉

A男は、継父、母、弟の4人家族で、近所に母方の祖父母が住んでいる。母はA男が3歳の時に離婚し、6歳の時に現在の父親と再婚した。A男は、3年生に進級した当初、学習意欲も高く活発であったが、弟の誕生後、担任への話しかけが増えたり、担任とのかかわりを強く求めてきたりするようになった。

1学期の後半になると、授業中落ち着きがなくなり、学習意欲も低下してきた。また、ささいなことで感情的になり、友達とのトラブルが頻発するようになった。

### 〈危機介入の実際〉

#### 1 危機のレベル

虐待は、レベル1の個人の危機である。

#### 2 危機の内容

子どもの生命にかかわるため、緊急に対応する必要がある。

#### 3 危機介入チーム

A男の身体的・心理的安全を確保するために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭（教育相談担当）、担任、学年主任及び学年担当職員、カウンセラー

#### 4 危機介入の方法

校内・校外の連携を図り、危機の直接的な引き金を排除し、A男が安心して生活できる環境をつくる。

#### 5 危機介入の流れ

(皮下出血を発見した直後の昼休み)

##### (1) 皮下出血の確認

担任と養護教諭が、大腿部、上腕部以外にも皮下出血を確認した。

##### (2) 管理職への報告・相談

担任は校長に報告し、A男の皮下出血を確認した。この時点では、虐待によるものかじめによるものか分からないので、校長は放課後に情報を収集し、慎重に対応するように指示した。

(放課後)

##### (1) A男への事実確認

担任がA男と面接をした。

A男は当初「転んだ。」と話していた。担任はA男の手を軽く握り、安心感を与えるように努めた。転んでできる皮下出血ではないこと、A男をととても大切に思い心配していることなどを語りかけた。

A男は泣きながら、継父から受ける殴る蹴るなどの暴行や、「おまえは出て行け。」「おまえはうちの子ではない。」などの暴言を浴びせられてきたことを話した。A男は、「自分が悪い子だから怒られる。」と、話をした。担任はA男に次のことを伝えた。「A男が悪いのではないこと。学校は全員でA男を守ること。家の人には先生に事実を話したことを告げる必要はないこと。担任が家庭訪問をして、継父にA男の皮下出血を心配していることを伝え、事実関係を確認すること。」

(コメント：事情を聞く場合は、本人が安心できる相手ともう一人オブザーバーが必要である。)

##### (2) 管理職への報告

担任はA男と面接後、話の内容を管理職に報告した。

##### (3) 学校の対応

校長は、児童と保護者の双方からの事実確認が必要であること、A男の身体上に緊急性がないと判断したため、担任にA男を自宅まで送らせた。

(コメント：児童をその日、自宅に帰しても安全であるのか家庭訪問をして確認する。)

【資料】児童虐待の防止等に関する法律（一部抜粋）

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条

2 児童相談所は第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

（警察署長に対する援助要請等）

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の規定による児童の安全確認又は一時保護を行うおうとする場面において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問させようとする場合についても同様である。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要を認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（4）家庭訪問（A男を自宅まで送る）

担任は母親に、始業式に欠席したことや上腕部、大腿部の皮下出血がいじめによるものではないかと心配したため、放課後に面接をしていたことを告げた。

（コメント：A男を自宅に帰した後、家庭訪問をする場合には、担任がA男から虐待の事実を聞いたことは、保護者に告げない方がよい。また、市町村教育委員会と連携をとり、慎重に対応をする。）



(5) 関係機関への報告

校長は、虐待があるという疑いを教育委員会（市町村）へ報告した。学校としては、今後、事実の確認をしていくことを伝えた。

(6) 危機介入チームの編成と緊急会議の開催

- ① 参加者・・・校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭（教育相談担当）担任，学年主任，学年担当職員（1人），スクールカウンセラー
  - ② 介入の計画の立案
- 安全の確保
    - ・ A男の身体的・心理的な安全確保を第一と考え，対応していく。
    - ・ 今後のA男の様子の変化について注意深く観察していく。
  - 危機介入チームの方針
    - ・ スクールカウンセラーと協力しながらA男の心のケアを図っていく。
    - ・ 校長をチーフとした介入チームによって，外部との連絡・相談や情報収集とその管理に努める。
    - ・ 保護者への対応は，必ず複数の職員で行う。
  - 保護者宅への家庭訪問
    - ・ 家庭訪問を実施し，母親と継父に対する面接を実施する。家庭訪問には，生徒指導主事，学年主任等が担任に同行するなど複数で対応する。
    - ・ 家庭訪問の際は，母親や継父の考えや気持ち，子育ての大変さを受け止めながら，詳細に事実確認を行う。
  - 関係機関への連絡・相談
    - ・ 教育委員会（市町村）に状況を報告して対応を確認する。
    - ・ 児童相談所へ連絡をする。

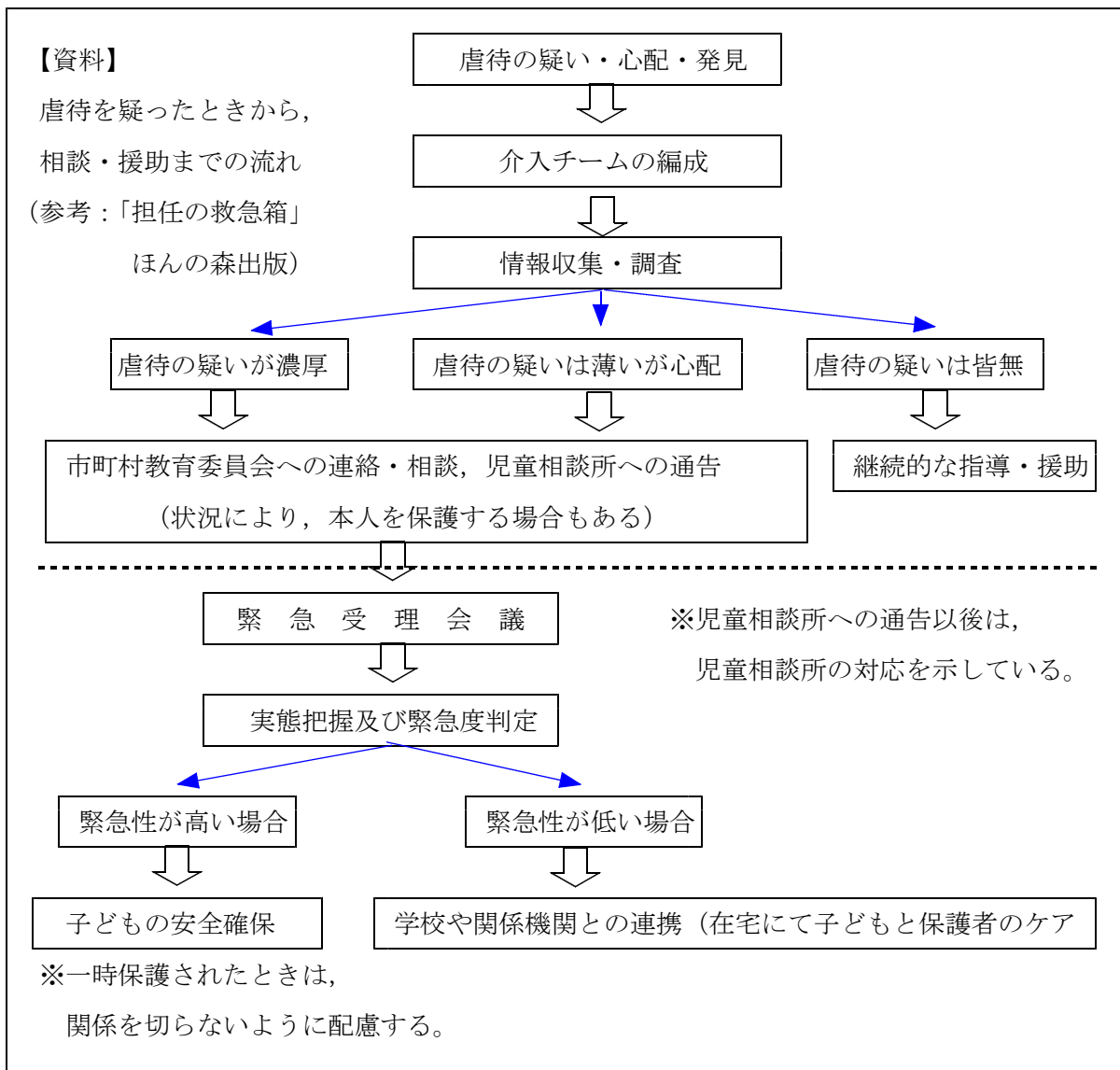
(7) 危機介入の開始

担任，学年主任，生徒指導主事がA男宅を家庭訪問。

- A男の怪我（皮下出血）について，学校全体で心配していることを伝えた。
- 身体計測で担任が皮下出血に気付き，何があったのか心配で相談に来たという設定で話を進めた。
- 最近のA男の学校での様子を伝え，家庭での親の対応やかかわり方について話題にしながら子育ての大変さを共感的に受け止め，ねばり強く話した。
- 継父は，A男が弟の誕生後わがままな言動が増えたので，躰の一環として行った行為によってできた皮下出血であることを語った。A男に対する行為は，行過ぎていたことを認めた。
- 学校は，今後もA男の学校生活の様子や身体的な変化については，注意を払って観察

観察し、A男の成長を援助していくことを伝えた。

- 父親の行為は虐待に該当する行為であることを理解させ、虐待に関しては、学校は児童相談所や児童委員とも連携を図って対応していく義務があることを伝えた。



### (介入開始+1日)

#### 1 A男の様子の確認

表情も落ち着き、友人と一緒に活動した。担任が話を聞くと、昨夜は何事もなく過ごしたとのことであった。

#### 2 学校の方針確認

引き続きA男の行動観察に努め、虐待が再発した場合には、A男への暴力を児童相談所に通告する。

#### 3 スクールカウンセラーへの連絡

校長がA男に対する虐待の事実をスクールカウンセラーに伝え、週に1度の面接による

心のケアを依頼した。

### (介入開始+5日)

#### 1 A男の様子

家庭訪問以降、生活面で落ち着きを取り戻しつつあったが、今朝、A男は元氣なく登校した。

担任が話を聞くと、昨夜食事の仕方のことで、継父に再び暴力を振るわれたとのことであった。さらに、継父からA男は暴力を受けたことを口止めされていた。

担任が、脚部に新たにできたと思われる皮下出血を確認し、校長に報告した。

#### 2 介入チーム緊急会議の開催

担任が校長に報告し、緊急でA男の安全確保のための会議が開かれた。

##### (1) 介入計画の見直し

- ① A男の安全確保を最優先とし、祖父母宅に一時預かりを依頼する。
- ② 児童相談所に通告し、A男の家庭訪問を行う。
- ③ 町の教育委員会に経過を報告する。
- ④ スクールカウンセラーから被虐待児の心のケアについてのアドバイスを受けた。
- ⑤ 児童委員に家庭訪問を依頼する。

#### 3 家庭訪問

校長、担任、児童相談所の職員で、A男宅を訪問し保護者とA男の今後の対応について協議した。近所に住む祖父母(母方)にも来てもらい、話し合った結果、4人で生活していくことは難しいとの判断から、A男を祖父母に預けることにした。

### (介入開始+6日)

#### 1 心のケアの実施

A男が心的に不安定な様子を表出してきたので、スクールカウンセラーに面接を依頼した。A男の不安定な様子として、

ア 友人に対して、暴力を振るったり、「ぶっ殺す。」などの暴言を吐くなど、周囲に対する攻撃的な言動が多い。これは、自分が傷つけられることを回避するための行動であり、その背景には、他者に対する不信感があると考えられる。

イ 当初、虐待の原因が自分にあるとする自責のことばを担任にもらした。これは、自尊心が極端に低下しており、自己否定感や罪悪感が強まっていると考えられる。

ウ 休み時間など担任に必要以上に甘え、そばを離れようとしなないという退行現象が見られる。

エ 授業中、集中力に欠け、落ち着きのない態度が続いている。これは、過度の緊張状態が持続する過覚醒の状態であると考えられる。

オ 男性教師の前ではうつむき、そばに寄ろうとしない行動が続いている。これは、継父

からの暴力がフラッシュバックしたためと考えられる。または、その記憶が蘇って感情的興奮が起これぬよう特別な刺激を回避していると考えられる。

## 2 担任教師のA男への対応

担任は、A男に対し受容的態度で接することを心がけ、まずは心の安定を図った。友達に対して攻撃的になったA男の行動に対して指導をするときは、別室で話を聴きながら諭すような対応をした。

(コメント：本来は親から愛されたり守られたりする体験を通して自分は価値のある存在だというメッセージを受け取り、やがてそれが他者や自己に対する基本的な信頼感へと発展していくものであるが、虐待を受けている子は信頼感を持つことができず、そこに激しい怒りが居座ってしまう。怒りは他者に向けられる場合と自分に向けられる場合がある。ここでは、他者への信頼関係を回復する段階であるため、十分にA男の気持ちを受け止め、丁寧に対応することが大切となる。)

## 3 児童委員との対応

祖父母宅を訪問した児童委員から、状況を確認し継続的にA男の観察をしていくことを確認した。

### (介入開始＋7日から1か月)

継続的にA男の心のケアが行なわれた。

#### 1 担任のかかわり

- 人に対する不信感が強くなっていることを考え、友達と協力して活動する体験を多く取り入れて、人の温かさを感じられるようにする。
- 自分に対する自信を失っていることが考えられるので、学級の中でA男が活躍できる場面をつくる。
- 担任としてA男のよい言動や得意な部分を学級の仲間を紹介し、認めてもらえるようにする。仲間づくりのためのエクササイズも有効に活用する。
- 心とからだのアンケートを実施し、それにもとづきA男との面接を実施するなど、A男の心のケア（A男の関心のある遊びを一緒にやるなど）にあたる。

#### 2 スクールカウンセラーのかかわり

- 担任から得た情報をもとに定期的な面接を行うことを決定。
- A男が安心して話ができる関係づくりに努める。
- 絵を描いたり、人形と遊んだりするなかで、言語化できない子どもの感情表現を膨らませながら徐々に辛かった気持ちを表出できるように対応する。

#### 3 介入チームの対応

##### (1) A男への対応

- A男に対するチーム援助のための定期的な会議をもつ。

- 学校内でのA男への意図的な声かけをする等、全職員でA男の心の支えとなるように努める。

(2) 保護者・祖父母への対応

- 母親に対するサポートを継続的に実施する。
- 祖父母との連絡を密にし、A男に関する情報の交換を行う。

(3) 関係機関との連携

- 児童相談所からの学校職員への聞き取り調査に対応する。
- 児童相談所からの児童への聞き取り調査に協力する。
- 児童委員との連携を図る。

**(介入開始＋6か月)**

1 A男の様子

3年生も終わりに近づき、A男は、担任にまわりつくことも見られなくなり、友達と毎日遊ぶことがとても楽しいとことばにするようになった。授業中の発表が積極的になり、友達への攻撃的な言動が少なくなった。

祖父の勧めによりA男は地域のサッカーチームに入り、週末にはサッカーチームの子どもたちと元気に過ごしている。

2 母親の様子

継父と一緒に暮らしているが、機会をつくっては弟を連れて祖父母宅を訪れ、A男との触れあいを大切にしている。

3 介入チームの終結

A男の心の安定が見えてきたことから、担任、養護教諭、スクールカウンセラーによる少人数の支援チームとして対応していくことにした。

**〈まとめ〉**

学校は、児童虐待があったと思うであろうという場合、児童相談所に通告する義務が生じる。今回の例は、虐待かどうかの事実を正確に把握するために、家庭訪問を行い、保護者の感じている子育ての難しさに共感しながら、保護者が嫉と称して行っている行為が繰り返されるなら、その行為は虐待に該当することを伝え理解を求めた。日頃から子どもとのかかわりを深め、地域住民とも関係づくりができていれば、通告に躊躇することもなかったはずである。

通告が遅れたにもかかわらず、大事に至らなかった原因として、次の3点が考えられる。

- A男が担任教師を信頼し虐待の事実を打ち明けてくれたこと。
- 学校が虐待の事実をつかんでからの初期対応（①児童相談所への通告 ②チーム対応 ③被虐待時の保護等）を的確に行ったこと。
- A男の安全を確保するための緊急避難場所として、保護能力の高い祖父母という存在が

あったこと。

- 学校は、校内の支援体制としてチームを結成し、正確な情報の収集と誠実な対応に努めスクールカウンセラーとの連携を図りながら、心のケアにあたったことが心身の回復につながったと考える。

### 危機状況把握のためのシート

	児 童	保 護 者	教 職 員
現場での対応 ・初期アセスメント ・初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の事実を隠す</li> <li>・友人への攻撃性</li> <li>・自己否定</li> <li>・担任への甘え、退行現象</li> <li>・大人の男性への恐怖心</li> <li>・継父による虐待は、緊急で生命の危機というわけでない」と判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継父による虐待</li> <li>・実母は見て見ぬふり（継父に遠慮）</li> <li>・近隣に祖父母（母方）が居住</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A男の皮下出血を発見，児童から事情をを聞く</li> <li>・児童の心身の安全の確保</li> <li>・危機介入チームの編成，会議</li> <li>・家庭訪問での事実確認</li> <li>・関係機関（市町村教育委員会，児童相談所）への報告・相談</li> </ul>
当日の介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の事実を確認する際の担任の対応によって安心を与える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問による，虐待の事実確認</li> <li>・継父は当初嫉の一環と主張その後行き過ぎた行為であったことを認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問による事実確認</li> <li>・危機介入チーム編成</li> <li>・介入計画の立案（安全の確保介入チームの方針，家庭訪問関係機関への連絡確認）</li> </ul>
翌日の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケアを実施する</li> <li>・構成的グループ・エンカウンター，カウンセリグ，学級内で認める場の設定等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・A男の様子の確認</li> <li>・学校の方針の確認</li> <li>・スクールカウンセラーへの連絡（週に1度の面接の依頼）</li> </ul>
5日の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気なく登校</li> <li>・昨夜虐待を受けたと訴える</li> <li>・心のケアに努める 医療機関で受診させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後，A男は祖父母（母方）宅で生活することの確認をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機介入チームの緊急会議，介入計画の見直し</li> <li>・祖父母宅に一時預かりを依頼</li> <li>・児童相談所に通告</li> <li>・教育委員会に報告</li> <li>・児童委員への協力依頼</li> </ul>
長期的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケアの継続的な実施担任・全職員，スクールカウンセラーなどのかかわり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親へのサポートを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム会議の定期的実施</li> <li>・関係機関との連携・協力</li> <li>・祖父母との連絡・協力</li> <li>・援助チームの縮小化</li> </ul>

# 中学校における危機介入事例

## リストカット

### 〈事件・事故の概要〉

中学3年の1学期、A子は左手首の切り傷で、友人B子に付き添われ保健室に来た。他の級友が下校した放課後のことであった。

A子はB子の目の前でカッターで手首を切り、驚いたB子が、急いでA子を連れて来たと言う。出血が多く、A子は担任と近くの外科で受診した。傷口は縫わずに済んだ。

### 〈背景〉

A子は中学校2年の2月に転校してきた。自己顕示欲が強く、服装も派手で行動も目立っていた。友人とのトラブルが多く、先日も級友と喧嘩をした。そのことで、この日はB子に相談をしていた。その最中にB子の目の前で手首を切った。

A子は、母と母方の祖父母の4人家族である。両親はA子が中学2年生になった4月に離婚した。

### 〈危機介入の実際〉

#### 1 危機のレベル

自傷行為はレベル1の個人の危機である。

#### 2 危機の内容

自傷行為は子どもの生命にかかわるため、緊急に対応する必要がある。

#### 3 危機介入チーム

A子の身体的・心理的安全を確保するために、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラーからなる危機介入チームを編成し、当日から対応にあたった。

#### 4 危機介入の方法

危機介入の計画として

- 危機介入チームの緊急会議の開催

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭がA子への今後の対応について協議した。

危機介入の方法として

- 翌日、スクールカウンセラーがA子と面接をする。担任は母親と面接をする。
- A子のリストカットを目撃したB子には、養護教諭が面接をする。
- 養護教諭は、職員会議でリストカットの理解と対応について説明し、職員の共通理解を図る。

## 5 危機介入の流れ

### (事件発覚当日)

事件の概要を知った養護教諭は応急処置をし、すぐに校長と担任に連絡した。担任は母親に、A子が外科で受診することを電話連絡し、母親に病院に来てもらうよう依頼した。その間に養護教諭はB子と面接をした。A子を保健室に連れて来てくれたお礼と、A子がリストカットをした理由はB子にはないことを伝え、安心させた。また、養護教諭はB子の保護者にも、このことを電話連絡した。

A子の診察が終わった頃、母親が病院に到着した。担任は怪我の状況を伝えた。そしてこの後、家庭を訪問することを伝えた。A子は母親と一緒に帰宅した。

担任は学校に戻り、校長にA子の怪我の状況を伝えた。危機介入チームの緊急会議後、午後7時頃に、担任は生徒指導主事と一緒に、A子の家庭を訪問した。

A子は担任に挨拶だけして部屋に入ってしまった。母親はA子のリストカットのことは知っていた。2年生の5月頃から始まったらしい。母親は「何度言ってもリストカットを止めない。どうせ死ぬ気はないので放っておいてください。」と気にもとめていなかった。

(コメント：A子及び母親に対して、危機状況は24時間から72時間続くことを伝え、その日は母親にできるだけ側にいてもらうこと、引き金となることばや行動は避けてもらうことを指示する。)

### (事件発覚+1日)

#### 1 スクールカウンセラーによるA子との面接

- A子は、カットとなると自分を押さえることができずリストカットをしてしまう。特に、友人とのトラブルの後に、自分を責めて切ることが多い。
- リストカットをする場所や時間は決まっていない。傷跡を友人たちに見せたことも



あった。

- 過去にも深く切ってしまったことがあった。リストカットをすると気持ちが楽になる。
- 今後、A子がどのような必要性でリストカットを繰り返しているか、という観点をもってかかわる。友人とのトラブルなど学校で起こっている危険の回避、親との葛藤、家庭内での居心地の悪さ、心のエネルギーの枯渇などが想定される。A子と向き合い、A子の気持ちを受け止めてやる。

## 2 担任によるA子の母親との面接

- A子の父親はアルコールが入ると母親に暴力をふるうことがあった。
- A子が中学2年生になった頃からリストカットが始まった。
- 母方の祖父母はA子の服装や生活態度を厳しく注意している。
- 担任は今後も母親との面接を定期的に続ける。A子の心に生じている危機に気付いてもらう。A子と向き合い、A子を非難することなく、実際に傷を負った子どもの身体を心配し、傷ついている気持ちをいたわってもらう。解決のために、学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラーが一緒に対応することを伝える。
- 担任は、A子の友人関係や学級の様子について詳しく把握する。

## 3 養護教諭によるB子との面接

- A子が突然目の前でリストカットをしたことに驚いた。
- 昨夜は、自分が何か言ったことが原因かと考えたが、思い当たることはなかった。
- 昨夜は普段通りに眠れた。
- これからもA子と友達でいたい。
- A子とB子は保健室によく顔を出すので、養護教諭は二人との関係を維持していく。

### (事件発覚+2日)

## 2 担任のA子の母親へのかかわり

家庭では自分が抱えている問題を安心して話せるような雰囲気、安定した時間を一日のうちどこかで家族で共有してほしいことを伝える。

## 3 担任のA子以外の生徒へのかかわり

A子のリストカットを知っている他の生徒の状況を把握した。必要に応じて面接をする。

### **(事件発覚＋3日)**

#### 1 スクールカウンセラーのA子へのかかわり

スクールカウンセラーはA子と、週1回ずつ定期的な面接を行うことにした。

#### 2 養護教諭のA子へのかかわり

日常のストレス軽減の支援を養護教諭が担当する。さらに養護教諭とスクールカウンセラーは情報を共有する。

#### 3 担任の学級への対応

担任は、友人関係の希薄さが感じられる学級全体の状況から、他者理解を目的とした構成的グループ・エンカウンターを継続的に行った。

### **(事件発覚＋4日)**

担任は母親と面接した。問題の所在の理解とA子へのかかわり方を援助した。「どうせ死ぬことはない」とA子とかかわりを持つことを避けてきた母親は、徐々にA子に対する気持ちを変化させていった。

担任と生徒指導主事は家庭訪問し、祖父母に会う機会をつくった。祖父母はA子やA子の母親に厳しく接し、世間体を気にしている様子だった。担任は、受容的に祖父母の話を聴くと同時に、二人にリストカットへの理解を促した。

### **(事件発覚＋5日)**

スクールカウンセラーがA子との面接を行った。

#### 介入計画の見直し

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラーがこれまでのA子へのかかわりとこれからの対応について検討した。

- A子が進路を意識するような対応を担任や学年主任が中心になって進めていく。3学年という進路選択の時期において、意欲的に自分の進路について考えられるよう支援する。
- 学級担任として他の生徒が安心し、落ち着いた生活ができるように、生徒の様子に注意していく。
- スクールカウンセラーから次のことが提案された。

- ・ A子のリストカットが長期にわたって続く場合は専門医への相談を勧めること。
- ・ A子の心の安定には、母親及び祖父母の受容的なかわりが必要であること。

### **(事件発覚+10日から3か月)**

#### 1 担任のかかわり

A子は普通高校へ進学を希望していた。夏休みの第1回目の三者面談では、志望高校が、今後の努力次第で十分に合格の可能性が有ることなどを伝え励ました。

A子は夏休み後半の高校の体験入学に参加し、模擬授業を受けた。

2学期に入り、A子は同じ高校の体験入学に参加した8人の生徒とともにグループをつくり、「体験入学報告会」資料の作成に取り組んだ。報告会でも、A子は緊張しつつも発表することができた。

A子の自己中心的な言動は徐々に少なくなってきた。体験入学の報告会で自信をつけたA子は、校内合唱コンクールの実行委員を自ら希望して務めることになった。A子にこれまでにない不安と緊張感をもたらすことになったが、実行委員会の担当教諭やメンバーに支えられ、自分の役割を十分に果たすことができた。

#### 2 養護教諭のかかわり

A子は進路における不安や家庭での不満がたまとシャープペンの先で傷つけることがあった。養護教諭は、スクールカウンセラーと連携を取りながら、A子の心の安定が保たれるように支援した。A子は深くリストカットすることはなくなり、回数も大幅に減った。

#### 危機介入チームの見直し

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラーからなる危機介入チームであったが、A子の心の安定が見えてきたことから、担任、養護教諭、スクールカウンセラーによる少人数の支援チームとして対応していくことにした。

### **(事件発覚+6か月)**

#### 1 A子の様子

学習への取り組みがややおろそかになり、成績の伸び悩みが見られるようになった。二者面談で、A子は進路に対する不安を訴え、自信をなくしているように感じられた。担任は、A子の勉強法を聞き改善点をアドバイスした。また、A子に限らず皆が不安の時期であることを伝え、いつでもA子の相談を受けることを伝えた。

## 2 母親の様子

「どうせ死ぬことはない」とA子とかかわりを持つことを避けてきた母親は徐々にA子への対応が変化していった。家庭でA子と一緒にいる時間を多くとり、A子の話に耳を傾けるようになった。

### (まとめ)

A子の心が安定しリストカットがなくなっていった要因には次の3点が考えられる。

- 1 職員がリストカットへの理解と対応を早い段階で話し合い、組織の中で役割分担をしてA子や母親にかかわったこと。
- 2 職員が母親の話にも十分に耳を傾け、A子へのかかわりについてアドバイスしたこと。
- 3 A子に活躍の場を与えることで、意欲的に進学に向けての学習を開始したこと。

リストカットと呼ばれる自傷行為は、ある種のサインである。自傷という行為だけを見るのではなく、その背景にあるものも見極めていく必要がある。場合によっては、学校としてだけでなく専門機関との連携という視点も大切になってくる。また、本人と同じくらい保護者へのかかわり方も大切である。

自傷行為というものは、何のためにやってしまうものなのか。今回のA子のケースのように、耐えられない苦痛から逃れるための行為であるといえる。つまり、手首を切ることで苦痛を与えるということではなく、切ることで自分を保つ、つまり生きていくための自傷という見方もある。切ることは痛みを伴うが、その痛みを感じることで、抱えている苦しさを忘れられたり、生きていることを実感するということもある。

A子の自傷の背景としては、家庭生活において何らかの傷つき体験があったのではないかと思われる。幼少期の両親の不和、そして離婚。甘えたい時期に甘えることができなかったことも推察できる。養育環境の問題が根本にあり、日々の積み重ねの中で起こってしまったのではないだろうか。

リストカットの対応は、手首を切らなければいけない不安な思いや孤独感を十分に受け止めてやることである。自傷をするしかないくらいにきつい思いをしていたのだというA子のつらさを受け止めてあげることが大切になってくる。繰り返される行為にあきれてしまわずに、根気よく成長を見守ることである。そんな大人の支えを踏み台に、子どもは自分の本当の感情に気づき、それを表現できるようになる。

さらに、今回のA子の母親のように、周りに頼る人もいない場合、保護者自身もくるしんでいることが多く、支えを必要としている。保護者とのつながりができて、その苦しさを話してもらえらるような関係ができれば、状況はかなり変わってくると考えられる。

# 高等学校による危機介入事例

## 性的被害

### 〈事件の概要〉

高校2年生のA子は、出会い系サイトを通して知り合った有職少年B男とウィンドウショッピングやカラオケをして楽しい時を過ごし、週末にまた会う約束をして別れた。1週間後、先週と同じ場所で待っていると、B男は友人のC男を連れてきて、A子に紹介した。3人でカラオケボックスに行き、飲酒をしながら楽しく歌った。午前0時を過ぎた頃、A子は自宅まで送るからというC男の誘いで車に乗り、B男のアパートに連れ込まれ、二人の男に強姦されてしまった。

午前3時頃、近くのコンビニエンスストアの前に置き去りにされた。A子は、知らない場所でしかも深夜の出来事であったため、コンビニエンスストアで夜が明けるのを待った。早朝、所持金を使って交通機関を利用して最寄りの駅に着いたものの、母親に事実を知られるのが辛く、そのまま登校した。

しかし登校したものの体の不調を訴え、保健室で休んだ。様子がおかしいと感じた養護教諭が話を聴いて、事件の概要が分かった。

### 〈背景〉

母とA子の二人暮らしである。A子が小学1年生の時、女性関係が元で別居した後、離婚した。母親は、離婚後は定職につけなかったため、昼はパートに、夜はスナックでアルバイトをして生計を立てていた。仕事のため一人で家に置かれることが当たり前になっていたA子は、中学生になると遊び仲間ができ、学校生活は乱れ指導を受けることが多くなった。母親は、自分の離婚のせいでA子が非行にはしまったという自責の念に駆られ、強く子どもを叱ることができなかった。A子は外泊も度重ねていた。

### 〈危機介入の実際〉

#### 1 危機のレベル

性的被害は、レベル1の個人の危機である。

#### 2 危機の内容

児童生徒の身体衛生と精神衛生に多大な影響を与えるため、緊急に対応する必要がある。

### 3 危機介入チーム

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，担任，養護教諭で緊急会議を開き対応を協議する。夕方，保護者を呼んで事件の概要を説明し，今後の対応を確認した。

(コメント：必要に応じて，養護教諭を通して，産婦人科医から対応について助言をもらう。)

### 4 危機介入の方法

危機介入の計画として

- 本人の安全・安心の確保をし，本人を責めない認識を持って事実の確認（傾聴・受容・共感）をし，本人の心身の変化の様子を学校へ情報提供する。
- 専門医の受診を勧め，警察へ被害届を出す。

危機介入の方法として

- 本人との面接
- 本人の身体の衛生の確保
- 帰宅指導と安全指導
- 保護者との連絡・面談
- 今後の対応

### 5 危機介入の流れ

A子は事件があった翌日の早朝に登校してきており，その日より介入を開始した。

(コメント：性的被害の場合は，警察への対応，近辺の安全等の物理的な危機介入と本人への心理的な危機介入が同時に行われる必要がある。)

#### **(事件発覚当日)**

養護教諭はA子の身体的安全を確かめ，妊娠や病気の恐ろしさに触れて，母親と専門医の診察を受けるように勧めた。命にかかわることなので，秘密厳守で保護者や担任，管理職にも事実を報告することを説得した。また身の安全を守るためには，警察にも被害届を提出することがよい旨を伝えた。

管理職は，秘密の厳守を確認し，A子に今後起きるであろう症状に対する対応とともに，誹謗中傷などによって心がさらに傷つけられるという2次被害から守ることを協議した。学年職員には，その事実を報告し絶対に公言しないことを伝え，協力を要請した。

#### **(事件発覚+1日)**

A子は母親に付き添われ，産婦人科医の診察を受けた。午後，保護者が警察署に被害届を提出した。担任は夕方，家庭訪問してA子の様子を保護者に尋ねた。健康に異常はないと診断され，その旨を学校に報告した。

校長は、保護者から警察に被害届を提出する意向を聞き、A子が安心感をもって事情聴取に臨めるよう婦人警察官の立ち会いなどの配慮を、警察署に要望した。保護者の了解を得て、校長は県教委担当課に被害の事故報告を行った。

(コメント：性的被害の場合は、心のケアのみならず、警察への被害届に関する手続きを理解しておく必要がある。被害届を出さない場合も多くあるが、被害が単発なのか、頻繁に生じているかによって「個人の危機」から「地域の危機」へとレベルが変化する。「不審者からの声かけが何度もあった」という場合には、地域全体が巻き込まれていることになるため、対応のレベルを上げる必要がある。)

また、事情聴取において、2次被害を体験することになる。体験を相手から聞き出されるため強制的なフラッシュバックを起こすと同様の影響が出るので、本人が安心でき、秘密を守ってもらえることへの配慮、その後の医療的ケアなど、本人の心の安定を図る準備を整えた上で実施することが必要である。)

### **(事件発覚＋2日)**

担任は母親からA子の登校不安の連絡を受け、迎えに行ったが、授業に集中できず、2時間目以降は保健室で休養した。養護教諭が心のケアにあたった。

担任が、帰宅に不安を訴えるA子を連れて家庭訪問し、保護者に学校での生活状況を報告した。このような状況が続くのであれば、全面的に学校は協力する旨を伝えた。

学校として、通常に授業に出席できるまで、養護教諭の協力を得ながら保健室休養を認めることとした。欠課時数の管理について、担任に十分気を付けるように指示を出し、欠席日数や欠課時数についての扱いについては、後日対応することとした。

### **(事件発覚＋3日)**

母親に送られて登校してきたA子を、保健室にて休養も含めて安静にさせた。

不安から来る症状として

- 無気力，無関心
- 対人恐怖，脅え（特に男性に対するもの）
- フラッシュバックによる恐怖体験の想起からくる吐き気がある。

管理職は、A子への対応について、改めて職員会議にて共通理解を求めることとした。

無気力，無関心に対しては特に注意せず、距離をおきながら見守っていった。特にA子に男性の臭い等を感じさせないように、男性教員の授業には、十分配慮した。距離をおき、A子への言葉かけや質疑は避け、机間指導にも注意を払った。学校生活でフラッシュバックが起り、吐き気などの症状が表れた時にはパニック状態になる前に保健室で休養をとることが大切であることを教科担当教員に徹底するように伝えた。

#### (事件発覚＋4日)

保健室で休養することが多くなったため、周囲の生徒がA子の身辺について不審を抱き無責任な噂が飛び交い始めた。担任は学年主任及び生徒指導主事に相談して、誰から聞いたことなのか、どんな内容なのか、それは事実と反していることなどを毅然とした態度で対応し、A子を守り通すことを確認した。

養護教諭は、A子が安心できる環境づくりに配慮し、A子の吐き気などの気分不良が治まるまで、休養を認めた。また、辛いことを言葉や絵で表現できると気持ちが楽になることを伝えた。

(コメント：他の生徒が動揺し始めるのは、上記のように興味本位の場合と、心配して漠然とした不安がある場合である。いずれの場合も、応急処置の方法に従い、他生徒が不安がっていることは何か、うわさにすることで発散しようとしているストレスは何かを的確に捉えることが必要である。一方に偏った指導をすると、不安を受け止めてもらえなかった生徒からの教員不信が生じるためである。この時期、学習への集中やA子に付きまとい始める生徒などがあれば個別に面接し、支援する必要がある。)

#### (事件発覚＋5日)

担任は翌日が土曜日であり加害者から接触を試みってくる可能性があるため、その際の対応について家庭に連絡を入れた。A子には、養護教諭からその旨話をしてもらうようにした。A子はフラッシュバックが頻繁に続き、「会話雑音・臭いが自分に迫ってくる。忘れようとしても忘れられず、息ができないくらい自分の身体を触れられた体験が蘇ってくるのが辛い。この肌を感じる感覚を取り除いてほしい。加害者には会いたくないので、下校時に、安心できる人と一緒に行動したい。」を繰り返すようになった。

養護教諭はA子の恐怖心や自責の念について、丁寧に傾聴した。フラッシュバックについては、性的被害という異常な事態に直面した際の正常な反応として慎重に受容し安心感を抱けるようにした。同性としての辛さを共感し、A子の表情が穏やかになるまで時間を共有した。また、下校時は、安全確保のために養護教諭が付き添うことにした。

養護教諭はA子の学校生活の状況について記録し、男子教員、担任、教科担当教員への支援協力の経過を生徒指導主事を通して管理職に報告した。パニック症状を呈したときの病院への取次ぎの確認もした。

管理職は定期的に危機介入チームに情報の提供を行う。

(コメント：この時期は、身体が回復すると同時に、心の傷が生々しく蘇って苦しめる時期である。医療的なケアが不可欠であるが、医師と連絡を密にしながら、フラッシュバック時の応急手当の方法を養護教諭やスクールカウンセラーが学んでおく必要がある。具体的な方法としては、ことばによるディブリーフィング、EMDR (Eye Movement Desensitization and Reprocessing：目を左右に動かすという動作を繰り返し



ながら、外傷的なイメージの想起、身体感覚の意識化などを行っていき、外傷性記憶にまつわる強烈な感情を再処理することによって、PTSDの症状を軽減するとされている。) などがあるが、特にEMDRの実施にあたっては、専門家が行うのが望ましい。

#### **(事件発覚+30日)**

A子は事件発覚後1週間は保健室に行くことがほとんどで、通常の学校生活を送ることは困難な状況であった。A子の申告を第一に優先していくことで安心感を得て、第2週間目から保健室へ行くことも少なくなり、徐々に穏やかに過ごせるようになった。また、友人との会話もできるようになり、通常の学校生活が送れるようになった。

管理職は養護教諭の記録から、A子への支援の終結を判断し、その旨を報告した。

#### **〈まとめ〉**

学年職員のA子を守るという姿勢と生徒指導部の協力で、クラスの噂は大きく広がることもなく、次第に消滅していった。その要因として、できるだけ早く通常の生活に復帰させるために、学校を休ませなかった家庭の支援があったことが考えられる。本人にとっては辛い1週間であったが、学校全体でA子を守るという方針をA子に伝えた。また、保護者や養護教諭の協力により、登下校時の安心感、安全感を与えたことが回復を速めた。

このようなサポートが、A子の心理的な支えとなり、安心して学校生活を送ることができるようになったと考える。

(コメント：このような事例の場合、トラウマが単発の場合と複数ある場合、日頃のストレスの程度などによって、子どものその後の生活に影響を及ぼすことが多いので、その対応が異なっていくことに留意する必要がある。)

# 高等学校における危機介入事例

## バイク事故による死別

### 〈事故の概要〉

高校2年生のA男は、新しいオートバイを買う目的で、4月から週4、5日コンビニエンスストアでアルバイトを始めた。その日も下校後、いつもと同じようにアルバイトに出かけ、午後11時ごろ仕事を終えた。帰宅しようと店から50ccのバイクで右折した瞬間、右から直進してきた乗用車と接触し路上にバイクごと跳ね飛ばされた。全身を強打し、意識不明のまま救急車で病院に搬送されたが、駆けつけた保護者に医師から死亡が伝えられた。深夜0時過ぎに、母親からA男の死亡事故について担任に電話連絡があった。

### 〈背景〉

高校2年生のA男は、共働きの両親と小学5年生の妹の4人家族である。

A男は、クラスの中心的存在ではなかったが、穏和で友達づきあいはよかった。

中学生の時から、車やオートバイに興味があり、高校入学後自動二輪の免許を取得した。バイク通学は禁止されているが、所有していたバイクをアルバイト先への往復に利用していた。

授業中に教科担当の教師から居眠りをして注意を受けることがたびたびあり、宿題も未提出で指導を受けていた。卒業後は、専門学校への進学を希望していた。

### 〈危機介入の実際〉

#### 1 危機のレベル

死亡事故は、レベル2の学級の危機である。

#### 2 危機の内容

喪失感からの脱却をはかる。

#### 3 危機介入チーム

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年職員

#### 4 危機介入の方法

危機の直接的な引き金を排除して、早期にもとの環境に戻す。

## 5 危機介入の流れ

### (1) 初期アセスメント

#### **(事故発生直後)**

担任は母親からの連絡を受け、直ちに校長に連絡を入れ、A男の死亡事故を伝えた。校長の指示で、午前2時に教頭、教務主任、生徒指導主事、学年職員が学校に招集され、今後の対応について協議した。同時に担任は、病院のA男のもとを訪れた。生徒指導主事は警察署に出向き、事故の概要について確認した。教頭は学校に待機して、連絡調整に当たった。午前4時に全員が戻ったところで、事故の概要を取りまとめ、生徒への対応について協議した。校長は、臨時の職員会議を開くために、全職員に平常より30分早く出勤するよう指示した。

#### **(事故発生後1日)**

校長は、臨時の職員会議を開き、事故の概要説明と命の大切さの指導徹底を指示した。

朝のホームルームで担任教師が、クラスメイトに昨晚の事故の概略について説明した。不安や恐怖心を生徒に与えないように、言葉を選び慎重に話した。死の原因を追及したり、お互いを責めたりしてはいけないことも指導した。

#### **(全校集会)**

1 時間目の授業を振り替え、臨時の全校集会を行った。

校長が事故の概要について説明し、黙とうを捧げた。次の3点について全校生徒に指導した。

- 1 命の大切さについて
- 2 運転がまだまだ未熟な年代であること
- 3 深夜の運転の危険性について
  - ・夜は見えにくいこと
  - ・スピードが出やすいこと
  - ・目に見えない疲れが残っていること
  - ・注意力が散漫になること など

#### **(事故発生後2日)**

6 時間目のホームルームの時間に、通夜及び告別式の参列について話し合った。代表者には、葬儀参列に関するマナーを指導した。(休日の場合の参列の有無は、生徒の意思にまかせる。)

### **(事故発生後3日)**

A男のクラスでは担任教師の引率のもと、通夜は生徒の希望で全員が参列した。告別式には、学級及び学年の代表が参列した。

なかには、学校を無断欠席して参列した生徒もいたが、特に指導を与えなかった。

休日の過ごし方と交通安全について指導した。

(コメント：無断欠席が出る可能性を学校は予測して、告別式に参列したい場合は、保護者と相談して学校にきちんと届けを出すように指導が必要である。無断欠席している生徒は、罪悪感に駆られながら出席する。それだけA男に近い存在の生徒であったということなので、今後の喪失感などケアの対象になるためである。)

### **(事故発生後4, 5日は休日)**

担任は、A男と特に交友の深かった生徒2人に電話をかけて、励ますとともに、その様子を確認した。

(コメント：親族、親友の喪失感には、お葬式後1週間程度で表れる。葬儀までは、通夜、葬儀という時間的な枠組みの中で過ごすのが、終了すると亡くなった方と向かい合う長い時間が生じるためである。喪の作業がどのように進むのか、伝えておくことが大切である。この時期に落ち込んだり眠れなくなったり、亡くなった方が帰ってくるような錯覚を起こしたりするからである。突然、コントロール感を失ってしまう不安も生じる。家族に対しては、サポート体制がどの程度あるのかを見極めたうえで、学校との関係を切らないように配慮する。また、親友など関係の強い存在の場合は、苦しい時にすぐに相談できる人や場所を確保する必要がある。一週間程度、睡眠状態、食欲、自分自身の楽しい時間を持っているかなどの様子を見守り、何かに没頭しすぎている場合には、できるかぎり周りの人やカウンセラーと話をし、気持ちの整理ができるように支援する。)

### **(事故発生6日)**

クラスの生徒には、以前のような活気は感じられなかった。

学年主任と生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーに学級の状況を伝え、今後の対応について協議した。

- 生徒の内面を把握するための意識調査の実施
- 意識調査に基づく個別面談
- 不安の強い生徒に対する個別面接
- 長期間（10日以上）不安が続く生徒に対する専門機関の紹介
- A男の机の片付けについて・・・生徒の意思の尊重

(意識調査のシートは、最後に添付してあります。)

## (2) 介入開始

### 危機介入初日（事故発生後7日）

今回のA男の事故により、生徒たちがどのような心理状況にあるのかを把握するために意識調査を実施した。

また、不安が強くなったり、何か身体に症状が出てきたとしても、おかしくなったのではなく身体がストレスと懸命に闘っているから起きている症状であることを知らせ、いつでも教師や養護教諭、スクールカウンセラーが相談相手になることを伝えた。

### 危機介入2日（事故発生後8日）

担任教師と学年主任、養護教諭は、意識調査に基づいて次のようなことに配慮して、一人一人の生徒との面談に当たった。

- どのようにA男の死を知ったのか。
- その時、どのように感じたか。
- 今は、どんな気持ちでいるのか。

悲しみやA男に対して何もしてやれなかった無念さだけでなく、怒りや学校及び教師に対する批判的な気持ちであっても、耳を傾けて生徒の感情理解に努めた。

あまり語りたがらない生徒に対しては、辛い思いを言葉にすると気持ちが楽になるということを伝えた。

また、面談を通して、次のような話が生徒間で交わされていたことが分かったため、誤った情報や無責任な噂話については、これまでに学校が把握している正確な情報を伝えて対応した。

- 教師に宿題の提出のことで注意を受けていたので、帰りを急いでいたのではないのか。
- A男は友人からお金を借りていて、返済を迫られていたために遅くまでアルバイトをしていたのではないのか。
- 告別式に参列したかった。なぜ、行かせてくれなかったのか。

(コメント：学校や教師に対する怒りは、やり場のない悲しみの方向を変えている可能性がある。一般的な怒りであれば、正しく出す方法をスクールカウンセラーとともに実施する。同時に、生徒の意見を丁寧に聞いていくことで、これまでの教員への不信感や不満も吸い上げていく必要がある。特にA男のように、学校で規則違反をしている生徒の場合、教員の側にも共感性が低くなる可能性がある。この事件をきっかけとして生徒と教師の問題が浮上する場合には、それぞれの対象生徒への支援を開始する。)

### 危機介入3日（事故発生後9日）

教師が面談して、不安が強く継続的に心のケアが必要と思われる生徒には、スクールカウンセラーが対応することにした。

面談を通して把握した噂については、学年集会を開催し、警察署やアルバイト先の店長から得ていた情報を伝えた。さらに、このような状況の時には無責任な噂が流れ、それによって一人一人の気持ちが動揺し、噂を膨らませてしまうことを付け加え、惑わされないようにしようと訴えた。個別面談で告別式に参列しなかったという生徒の声を受け、学年としてA男を偲ぶ追悼式を開くことを提案し、A男に対する思いの表出を促した。

### 危機介入4日（事故発生後10日）

追悼式では、担任教師が弔辞を読み上げ、生徒たちもそれぞれに手紙を添えたり、別れのことばを述べたりした。生徒たちは、次のような思いを手紙や別れの言葉で表出した。

- A男の人柄
- A男との関係、心に残っていること
- A男の死の受け止め方
- 自分のこれからの生き方

第2学年の教師は学年会を開催し、次週以降の対応について協議した。日常の生活リズムを取り戻すために、次のようなことを実践していくことにした。

- 一人一人の生徒に対して積極的に関心をもち、言葉かけをしていくこと
- 友人関係の変化が起きているか把握すること
- 一人一人が存在感を味わうことができる委員会活動や係活動、部活動等において、集団内での役割が果たせたり、活躍したりできる機会を設定すること

### 危機介入5、6日は休日

### 危機介入7日

学年会での決定事項の実践化に努めた。

いつでも、どこでも、学校の職員全員が相談にのることを伝えた。

### 危機介入15日以降

前回と同様に意識調査を実施し生徒たちの心理状況の把握に努めた。

教師集団の学校生活でのあらゆる場を捉えての言葉かけや個別的対応により、生徒は

少しずつ安心感を取り戻し、学級は以前の状態に戻った。また、不安が強かった一部の生徒については、スクールカウンセラーが継続的にかかわりを続けた。

### 〈まとめ〉

生徒の交通事故死に対して、家族への弔問、告別式への参列と一般的な対応に追われ、生徒の無力感や不安からくる無気力状態に気付くことが遅れた事例である。しかし、その後の危機介入によって、生徒たちは日常の生活を取り戻し、目標に向かって生活できるようになってきた。

日ごろから、教師と生徒の信頼による結びつきが強かったため、介入が遅れても、感情の表出がなされたものとする。事故死した生徒に対して礼を尽くすとともに、友人の死から不安な状況に陥るであろう生徒を予測して、一人一人の生徒や学級集団へのかかわりを平行して進める必要性を感じた。できるだけ迅速に対応することが、残された生徒たちの心の傷の回復に大きくかかわるからである。

このような死亡事故から本人及び周囲の生徒たちを守る意味からも、日ごろの安全教育を充実させていく必要性を感じる。視聴覚教材を利用した安全教育や学校の敷地内、自動車教習所、交通安全研修所等を利用しての安全運転講習会の実施など、様々な方法が考えられる。まずは自分たちの生徒が事故に遭わないようにするためには、どのような方策が最善なのかを検討し、実践化を図らなければならない。

## 事故後の心の調査票の実施について

友人の死亡事故(高等学校の使用例)

学級単位で事実報告を行った後、「事件・事故後の心の調査票」を使って、事件や事故の被害にあったり、現場に居合わせたり、後から話を聞いたりした児童生徒の心の状態を表現してもらいます。

「事故後の心の調査票」は、アンケートという形をとっていますが、実施のねらいは、児童生徒の感情表現や現在起きている症状の把握の機会として、実施するものです。

### (児童生徒に実施する際の例)

みなさんも、今回の出来事を知ってから、いろいろなことを感じていると思います。心配で寝付けなくなったり、怖い夢を見たり、身体の調子が悪くなったり、自分がいつもと違った様子になって驚いたり、心配したりしている人も多いと思います。

事件や事故などが身近に起こると、いつもの自分と違ういろいろな症状が出てくるのは、当たり前で自然なことなのです。少しもおかしなことではありません。

不安な気持ちや身体の調子がいつもと違うことについては、我慢しないで話した方が楽になると言われています。先生たちにありのまま伝えることが、気持ちがリラックスして安心して生活できるようになることにつながります。

これから、アンケートを配ります。現在の心や身体の状態についてあてはまるところに印をつけてください。また、今の気持ちというところに書いてみてください。

後から一人ずつ直接話を聴く時間を設けますので、その時に今の気持ちや身体の状態について話してください。



## 「事件・事故後の心の調査票」

今回、わたしたちにとって、とても辛い事故が起きました。この事故のことを知ってからのあなたの状態に当てはまる項目の□に✓をつけてください。

- 事故のことが頭について離れない。
- 悪い夢や怖い夢を見る。
- 事故が起きたことを早く忘れてしまいたい。
- なかなか寝付けない。
- よく眠れない。
- 緊張していて、神経質になっている。
- なかなか集中できない。
- いらいらする。
- ぼんやりしていることが多い。
- 食べ物の味を感じない。
- ときどき何も感じない状態になる。
- 気持ちが落ち込みやすい。
- 物事などに対して敏感になっている。
- 自分を責めてしまう。
- 人に自分の気持ちが分かってもらえない感じがする。
- 人が信じられなくなった。
- 食欲がない。
- お腹の調子がよくない。
- 身体がだるい。
- 頭が痛い。

今の気持ち

年 月 日 年 組 氏名

## V 研究のまとめと今後の課題

### 1 研究のまとめ

社会環境が変化する中、事件や事故後の危機的状況にある子どもが、その状況から脱して、将来にわたって豊かな心をはぐくんでいけるようにする援助活動の中から、危機介入に焦点をあてて研究を進めてきた。研究を通して分かったことを以下にまとめた。

- (1) 日常的に子どもが被るいじめや虐待は、子どもの健全な心身の発達・成長に対して、単発的な事件や事故以上に大きな影響を及ぼす。
- (2) 危機介入に当たっては、子どもが安心感や安全感を早期に取り戻せるような情報の提供や応急処置が鍵となり、感情に焦点を当てるカウンセリングはその後の段階になる。
- (3) 子どもの心理的な回復を図る応急処置と同様に、2次被害から守るための環境を整えることが重要である。
- (4) 危機介入が効果的に実施されるには、日ごろから家庭や地域との信頼関係が築けているかどうかにかかっている。
- (5) 子どもが危機状況に陥るかどうか、陥った際にその危機状況からの回復に差が生じることは、成育の環境やこれまでの体験が影響している。

### 2 今後の課題

理論研究と実践を並行して進めるなかで、次のような課題が明らかになった。

- (1) 重篤なストレス状況にある子どもに早い段階で気づき、対応していくことを可能とする身体的な症状や行動、感情・思考面に関するチェックリストを作成する。
- (2) 効果的危機介入を可能とする地域との連携・協力体制づくりについて研究する。
- (3) レベル3やレベル4など、学校全体が混乱状況に陥る危険性が高まったときの外部からの緊急支援の在り方及び緊急支援の組織について研究する。

### <引用・参考文献>

- 本田恵子 2001 NYテロ被害に遭った方への相談 <http://www.sheport.co.jp/site/mcipo/information.html>
- 本田恵子 2004 惨事ストレスのカウンセリング
- 本田恵子 2004 学校心理士のための学校心理学 第2巻 第17章子どもの危機への介入  
北大路書房
- 厚生労働省 金吉晴編 2001 心的トラウマの理解とケア じほう
- 福岡臨床心理士会編 学校コミュニティへの緊急支援の手引き 金剛出版
- W.ユール&A.ゴールド, 訳久米一郎 スクール・トラウマとその支援 誠信書房
- 上地安昭編 2005 教師のための学校危機対応実践マニュアル 金子書房
- 嶋崎政男 2004 担任の救急箱 ほんの森出版
- 藤森和美編 1999 子どものトラウマと心のケア 誠信書房

## 研究を終えて

子どもにとって学校は、安全な学びの場でなければなりません。ところが、近年子どもの生死にかかわるような重大かつ深刻な事件や事故が、多発しています。大阪の小学校の外部侵入者による児童殺傷事件、長崎の同級生殺害事件、山口県の高等学校の爆発物傷害事件、児童生徒の登下校中の連れ去り事件等が頻発し、子どもの危機及びそれらに関わる学校の対応が新たな課題として問われるようになってきました。こうした重大かつ悲惨な殺傷事件とは別に、子どもの安全を脅かす危機として、いじめ、学級崩壊、体罰、暴力行為、家庭崩壊、虐待、自殺、自然災害、感染症、IT被害、教職員の不祥事等が挙げられます。子どもの危機をどう捉えるか、それに関わる学校の危機介入体制は学校の基本的な在り方を問う上で重要であります。

本教育研修センターでは、平成 17 年度の研究で、児童生徒が心身の危機的状況に陥った際に心の安定をいち早く取り戻せるように介入し、児童生徒が将来にわたって豊かな心をはぐくんでいけるようにするために、理論と事例の両面から研究を進めました。研究の推進にあたりましては、早稲田大学本田恵子助教授から「学校における危機介入と心のケア」についての講義と各事例に対する助言指導等大変お世話になりました。心から感謝の意を表します。また、8人の研究協力員におきましては、校務多用の中で事例の提供とそのまとめに多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。今回の研究の成果が、各学校で危機的状況が発生した場合に適切に子どもや保護者に対応するための備えとして研修に役立てていただけることを願っています。

研究報告書第 57 号

教育相談に関する研究

学校における危機介入の在り方

平成 17 年度

平成 18 年 3 月発行

編集 茨城県教育研修センター教育相談課

発行 茨城県教育研修センター

〒 309-1722

茨城県笠間市平町 1410 番地

TEL 0296(78)3219 (教育相談課)

FAX 296(78)2122

URL <http://www.center.ibk.ed.jp/>